

議案第五十八号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につ  
いて

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す  
ることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定に  
より、本議会の議決を求める。

平成五年六月二十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年六月二十三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

一四〇千円	二四五千円	三五五千円	四八〇千円	六五〇千円	八三〇千円
一三〇	二二五	三一五	四一〇	五七五	七五〇
一二〇	二一五	三〇五	三九五	五四五	七一五
一一五	二〇〇	二八〇	三七〇	五一〇	六八〇
一〇五	一八〇	二五五	三三〇	四五〇	六一〇
九五	一六五	二三五	三〇五	四一〇	五七五

を

一四五千円	二五〇千円	三六五千円	四九五千円	六七〇千円	八五五千円
一三五	二三五	三三五	四三五	六一〇	七九〇

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）

（別表の規定は、平成五年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。）

3 平成五年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払いとみなす。

一二五	一二〇	三一五	四一〇	五六〇	七三五
一一〇	一八五	二六〇	三四〇	四六五	六三〇
一〇〇	一七〇	二四〇	三一五	四二〇	五九〇

に改める。